

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により久慈市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成20年7月29日

久慈地方振興局長 和 嶋 憲 男

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース久慈・川崎町店 久慈市川崎町67番1ほか
 - 2 届出者の氏名又は名称 株式会社黒沢治助商店
 - 3 久慈市から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
交通渋滞及び交通事故防止のため、交通整理員の配置や車両誘導表示板の設置等交通対策の実施に努めること。
 - (2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
資源物回収ボックスの設置など、リサイクルの推進に努めること。
 - (3) 防災・防犯対策への協力
防犯対策として、店舗施設が青少年のい集場所とならないよう配慮されたいこと。また、防犯灯等の設置について配慮されたいこと。
 - (4) 廃棄物に係る事項等
廃棄物の適正処理を行うとともに、店舗周辺の清掃等にも配慮すること。
- 備考 本公告に係る久慈市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間久慈地方振興局企画総務部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。